「幕別町行政改革大綱(第4次)(案)」に係るパブリックコメントで寄せられた「ご意見の要旨」と現時点での「意見に対する町の考え方」について、次のとおり公表します。

ご意見・ご要望をお寄せいただき誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見などについては、町議会や幕別町行政改革推進委員会からのご意見と併せ、今後の検討の参考とさせていただきます。

1 実施期間

平成28年1月6日(水)から平成28年2月5日(金)まで

- 2 資料の配布場所
 - 〇役場1階ロビー
 - 〇忠類総合支所 1 階ロビー
 - 〇札内支所
 - 〇糠内出張所
 - ※町ホームページにおいても掲載した。
- 3 提出方法

〔持 参〕…上記2の資料の配布場所(回収ボックスを設置)と総務課〔その他〕…郵送、ファックス、電子メール

4 提出できる方

町内に在住の方、町内に通勤又は通学している方、事業所等を町内に有 している方。

- 5 意見提出件数
 - (1) パブリックコメントの提出件数 1件
 - (2) パブリックコメント (意見) の延べ件数 1件
- 6 意見の要旨と意見に対する町の考え方 次ページのとおり。

No.	ご意見の要旨	意見に対する町の考え方
1	住居表示に関する幕別町の基本的な	行政改革推進計画の項目の一つとして、町民との
	方針についてお聞きします。住居表示	協働に基づく行政経営を推進していくため、安全で
	法は、合理的な住居表示の制度をもっ	快適な生活環境を向上していくことを掲げておりま
	て福祉の増進に資することを目的と	す。
	しているが、幕別町は住居表示がされ	本町の市街地は鉄道駅を中心に、忠類地域におい
	ていない理由は何なのか。	ては国道を軸として、住宅地、商業地及び工業地な
		どのバランスのよい、わかりやすい配置に努めてい
		るとともに、案内板を設置している公区も多くある
		ことにより、安心・安全の観点からも良好に形成さ
		れていると認識しております。
		また、住居表示を行う場合、町民・町内事業所の
		住所が変更され、運転免許証や事業所の所在地など
		の住所の書換手続を町民・町内事業所が行わなけれ
		ばならないことなど、新たな負担が生じることこと
		から、現段階では住居表示を行わない考えでありま
		す。
		ばならないことなど、新たな負担が生じることでから、現段階では住居表示を行わない考えであり